

第6回京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会

平成17年1月19日（水）

京都市市民生活センター

【事務局】

本日の会場である京都市市民生活センターでは、消費生活相談、法律相談等を実施しており、市民の皆さんに大変ご活用いただいている。

それでは、本日は議題内容に大変ボリュームがあるので、早速、議題に入らせていただきたい。1つは、「中間まとめ」の事務局案であり、もう一つは人権の各分野の問題についてである。時間も限られているので、早速、座長に議論を進めていただきたい。

【座長】

前回出された「中間まとめ」は、項目別箇条書きで、しかも発言が分散して書かれていたため、非常に議論しにくかったが、今回のものは文章化されている。

前回、中間まとめの整理を終わっていただければ、それを踏まえて、それが各課題にどう反映していくかという議論ができたが、今日は、最初に中間まとめで言うと第2章の各重要課題について議論をすることになっている。

重要課題を順に審議していくが、それほどたくさん時間を割けないと思うので、お気づきの点に絞ってご検討いただきたい。その後、中間まとめ案全体をご審議いただくことにしたい。

今日は、パブリック・コメントに付す前の最後の会合になる。今回の議論を踏まえて訂正する点があれば、修正し、最終原稿を事前に各委員にお配りできるように手配したい。それでは、資料について概略説明をお願いする。

【事務局】

お手元には、女性の人権から始まる各重要課題についての資料と、中間まとめの事務局案を配付している。まず、各重要課題についての資料について簡単に説明したい。この資料は、女性、子ども、高齢者などの各人権の重要課題についての京都市の考え方を事務的にまとめたもので、概要、現状と課題、動向、京都市の方策について記載してある。

本日は非常に時間が限られているので、一つ一つについての具体的な説明は省略させて

いただきたい。資料を読んでいただき、ご質問等があれば、各部署の職員が来ているのでお答えしたい。

【座長】

なるべく早く資料を配ってもらうように事務局に伝えていたので、数日前にはお手元に届いたと思う。それでは個別課題の中で、まず一番目の女性の人権について、どの部分でも、ご質問・ご意見があればお願いしたい。

【委員】

全体の進行ともかかわるかもしれないが、今日の話をもとに中間まとめの中で、第2章の文章がつくられるということであって、この資料そのものが載るのではないということでもいいか。

【事務局】

今日、配布した資料はかなり詳しく記載している。他の部分とのバランスもあるので、この中のポイント、要点に絞り、皆さんから出たご意見と合わせて提言に盛り込んでいきたいと考えている。

【委員】

女性の人権の部分で、現状と課題が就労と暴力について2つのパラグラフで書かれていて、女性の人権問題の中でもこの2つだけになってしまっている印象を受けた。他にも今までの議論の中にあつた、性と生殖に関する自己決定、つまりリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツのことが書かれていない。ジェンダーについても書かれていない。これは想像であるが、ジェンダーという言葉が慎重に避けておられるのかなと思った。

特に女性の人権に関しては、社会的なジェンダー意識をどのように捉えて、啓発の場面でもどのようにかかわっていくかはすごく重要なことだと思う。ここには、男女ということではなく、等しく個人として尊重されるべきだという書き方はしてあるが、ジェンダー意識ということについては触れる必要があると感じている。

【座長】

更に、仕上がった提言はもっとコンパクトなものになるので、どの程度まで書けるかはわからないが、現実には女性の人権には、就労と暴力以外の問題もある。これまでに委員が発言したことが生きるようにしたいと思っているし、答申自体は我々委員会のもので、今言われた点は十分反映させたいと思う。

【委員】

私もそのジェンダーバイアス自体は課題だと思うので、それを入れて欲しい。この現状と課題、動向という部分は、提言の内容に入るのか。

【事務局】

課題は、市として把握している現在の課題であり、この方策についているような内容については当然入れたいと考えている。

【委員】

動向の部分とか、分析されている部分も入るのか。

【事務局】

動向については、細かく入れると量がかなり増えるので、どうしても入れるべきだという重要なところがあれば入れるようにしたい。

【座長】

項目としては、動向という項目は立っているのか。

【事務局】

現状と課題、動向という形で細かく分けるということは、今のところあまり考えていない。

【座長】

女性の人権は、1つのまとまった記述になるのか。

【事務局】

その中で、それぞれ必要なところを触れていこうかと考えている。

【座長】

導入はともかく、現状と課題、動向があって、方策が続き、各項目とも1つの流れをもった書き方をする予定だということか。

【事務局】

そのように考えている。

【委員】

細かくなるが、例えばこの現状と課題のところでは児童買春のことを書くのであれば、児童ポルノ買春防止法が制定され、改正もされているのに、それが動向に全然書かれていないと、ちょっとわかりにくいと思う。

【座長】

抜けている点、内容の問題点等があれば、ご遠慮なく指摘いただきたい。

【委員】

これは質問でもあるが、今の児童買春のくだりが女性の人権のところに入っているのが適当かどうか。実際、男の子で被害に遭っている子もたくさんいるので、子どもの人権のところに入れる方がふさわしいのではないか。

【委員】

子どもに対するポルノとか買春に対しては、子どもに対する性的な衝動的な搾取に対する一環として禁止されているところがあるので、本当は子どもの方に入れるべき問題だと思う。

【座長】

問題によって2つ以上にまたがらざるを得ないテーマもあるが、一番主題になっている

分類のところへ入れるということを原則にしたいと思う。今の問題については、子どもにかかわる部分として、むしろ子ども人権のところへ入れることとする。

それでは、後からまた気づかれたことがあれば随時ご指摘いただきたい。2番目、子どもの人権に移らせていただく。

【委員】

大きく2点ある。中間まとめにどのくらいの文章を入れられるのかにもよるが、1つは児童虐待の現状と課題についてである。虐待の問題においては、原因、因果関係について大変議論のあるところであり、内容も膨大だと思う。少年非行とか不登校、いじめと比べて、少子化や核家族化の進行によるとか、子育てをめぐっての不安や葛藤から虐待とかというふうな、因果関係を示唆するようなニュアンスが見て取れるのが非常に気になった。こういう書き方をすると、その原因として書いているものに対して、ではどうするのかというのが十分にフォローされているかどうかという問題と、そもそもそれがほんとうに原因なのかということがあるので、現状として提起するにとどめたほうがよい。

少子化が進んだから虐待が増えているのか、核家族化が進んだから虐待が増えているのかは私自身も疑念があるところであり、中間まとめの中で触れるのであれば、あまり因果関係的な書き方にしないほうがいいのではないかということが1点である。もう一つは、方策の中の(3)いじめ、不登校の項目について、不登校にかかわる記述のほうが多いが、学校や学級の中で人権意識を尊重するような働きかけがいじめを無くしていくためには不可欠だと思うので、人権文化推進計画としてはその辺をもう少し書いていただいたほうがよいと感じた。

割と相談とか救済としての対応の部分については書いているが、人権文化推進ということであれば、学校の中で真に人権文化を根づかせていくことによりいじめを根絶していくといった言及の仕方があるのではないかという印象を持った。

【座長】

やはりこれはどういう分け方になるのかを見ないとわからないが、今、ご指摘があったように、中間まとめでもう一度注意する必要がある。人権文化推進という観点から見て、今、どこのどの点が問題で、それに対してはこういう対処が必要だという書き方が必要であり、今のご指摘は、不登校といじめを同列に扱うのではなく、むしろいじめに力点を置

いた記述になった方がいいのではないかとのことだった。

【委員】

教育のことはとても難しく、現場にもいない私が一言で言えることではない。この文章では今までと全く同じなのではないかと思う。今までから、ここに書かれてあるくらいことはあったのではないか。この会議の中で、みんなの意見が出て、それを反映させようと、ここは積極的に取り入れたという部分が今までの中であるかどうか聞きたい。

【座長】

もちろん教育の問題は、このあとの中間まとめの教育のところで、学校教育としても出てくるので、もしも従来ないもので加える点があれば、そこで入ることになると思う。

【委員】

やはり虐待のところは記述が非常に難しい。今の虐待防止の流れからすれば、予防からケアまで切れ目ない支援をしていくというところであり、その底流にあるのは、どこの家庭もその状況によっては虐待の可能性があり、それに対してどれだけ子育て支援をしていくかということが大切であるので、もう少しやわらかい書き方をした方がいいのではないか。

それと、少年非行のところで、児童相談所に寄せられる件数が減少傾向にあるという実態を踏まえた書き方をしている。一方で、援助交際、薬物乱用や重大触法行為の増加ないし低年齢化と書かれているが、実際は重大触法行為については、司法統計を見るとずっと横ばいの状態であり、そのように断定していいのかわかりかねる。疑問がある。

新聞に大きく取り上げられる事件があったので、それを大きく取り上げられているとは思いますが、増加ないし低年齢化については、実数としてそうではないので、数に配慮して書くのであれば、書き方を気をつけた方がいいのではないかと思う。

【座長】

明確にするのはよいと思うが、違う動きを示しているものを同じ言葉でくくると問題があるので、その点を注意してもらい、横ばいのものは、増加していない以上、やはり横ばいと記述するといった点に注意してもらいたい。

【委員】

現状と課題で3つ挙げてあった。子どもの権利が侵害されるということで、どういう書き方がいいのかと考えてみたが、学級崩壊のようなことは子どもの学ぶ権利、学習の権利の侵害になるので、どこかに入れてはどうかと思った。

もう一点は、虐待の方策のところ、児童相談所がかなり強調されていて、児童相談所の方々は大変だなと思っている。児童相談所の仕事ばかり増えてしまっても大変だと思う。ここに「アクティブチームの設置により」と書いてあるが、児童相談所の職員のメンバーは変わらないのに、あれをしる、これをしるではちょっと手が回らないのではないかと、いう危惧もあるので、児童相談所をどう評価し、どう強化していくのか、どうサポートしていくかという部分が必要だと思う。それと、京都ではマンションがすごく増えてきており、地域の方が児童相談所への連絡を具体的にどのようにすればいいのかを指し示すものも入ればわかりやすいと思う。

【座長】

児童相談所の機能を強化するとしたら具体的にどういう方策があり得るのか、また、それに関連して地域との連携にも触れるというご指摘だと思う。

【委員】

子どもの人権の現状と課題として3点ほど挙がっている。こういった児童虐待、少年非行、不登校、いじめなどの背景には、大人の社会の現状を考えねばならず、子どもたちにあらわれてくるこうした現状はその反映であると思われてならない。

児童虐待の背景には、家庭の崩壊であったり、父親あるいは母親自身がそういう虐待を受けてきたという現実があり、少年非行についても大人の社会の倫理・価値観の崩壊というのを如実にあらわしている。不登校、いじめに至っては、現代社会の人間の孤立化というものが特に思春期を迎える子どもたちの中で非常に反映されていると思われてならない。

そうしたことで、2ページの本市の方策のところ、「周囲の大人たちが愛情のある温かなまなざしを持って」云々と書いてあり、これは間違いではないが、もっと何か痛切な大人自身の反省というものに基づかなければならないのではないかと。愛情のある温かなまなざしということでは言葉が足りないという気持ちがしている。

【委員】

今のところにかかわるかもしれないが、方策の理念的なところでは言及されているが、子どもが何かをされる対象としての捉え方だけではなくて、権利行使の主体であることが子どもの権利条約の理念として、子どもの最善の利益と並んで非常に重要な柱だと思う。このように、虐待、非行、いじめ、不登校と並べると、どうしても子どもが施策の対象になってしまうが、そうではなく、子ども自身が権利行使をする主体となれるような働きかけもしていくということを前提のところに入れていただきたいと思う。

【座長】

主体性を伸ばすということは現状課題であり、同時にそのための方策も要求される。そういう視点が必要ということだと思う。

【委員】

子どもの権利条約から見れば、主体であると宣言するだけではなくて、子どもが権利を行使するということも言っている。権利の行使で何が大切かということ、大人ほど完全な自己決定権は子どもの権利条約にも書いておらず、参加原則と言うが、子どもが参加する権利があるとされている。自分のかかわることについて意見表明をして、自分にかかわる決定に重要な役割を果たしていくことを大きな4原則の1つとして書いてある。この文章を見ると、子どもは何か愛情と保護の対象であって、守り育てていくということが基調になっていて、子どもが権利を行使、自ら自分にかかわることについて参加していくという視点が見られないのがちょっと違うのではないかと感じる。

国際的動向でも子どもの権利条約を外すことはできず、その基調からすれば、このままでは少し外れるのかなと思う。2度の国連子どもの権利委員会の勧告でも、日本はその点を強調されて勧告を受けているので、ぜひ配慮をしていただきたいと思う。

【座長】

これは自決の権利といって、今の国際的な人権の基本的な底流であるが、子どもも自分に関係のあることには合理的な範囲で決定段階から参加するということの必要性を指摘することだと思う。

【委員】

洛風中学校は平成16年10月に開校されたとある。小学校で洛風中学校のようなどころはないのか。

【事務局】

小学校にはない。

【委員】

パトナの中には小学校はないのか。

【事務局】

中学校である。

【委員】

小学校の不登校児童もいるわけであり、その辺のことについては、「一層の充実を図って」と書いてあり、先般、京都としての特徴のある課題ということも提言されていたので、その辺は将来はどうなるのか。

【事務局】

今のところ予定はない。

【委員】

不登校の子ども数は、小学校から中学校に入ったときに3倍になると言われている。だから、対象の子ども数が中学校のほうが断然多い。もちろん小学校にも不登校児童はいるが、そういったことが背景にあるのかと思う。

【座長】

それでは、子どもの人権は大体以上で、次に、高齢者の人権に移らせていただく。

【委員】

高齢者の人権も子どものところと少し似ていて、わりと介護という問題の側面ばかりが取り上げられている印象が強い。方策のところ、2の虐待高齢者等の介護とかというところばかりなので、1の全体の啓発のところでは触れられているような、豊かな経験・知識を十分に生かし、生き生きと輝き暮らせることや、4の社会参加のところをもう少し理念としても大きく扱うことが必要なのではないかと感じた。施策の対象とされるように、弱くて、人権が奪われてとても大変な状態にあるというとならえ方が全般的に強い。もちろん実際に、そういう側面がある場合には、それに対しての手だてがとられることも大事であるが、一人一人が権利主体としてという言及の仕方を、中間まとめの中では積極的にしていきたいと思う。

【座長】

これは中間まとめの総論の部分の問題である。人権はマイノリティーだけの問題ではなくて、それを含んだ社会全体のマジョリティーの問題でもあるという視点を入れることにしているので、それを各論にも反映するという視点が大事である。今、高齢者問題について、その点を指摘された。

【委員】

方策であるが、2ページの虐待のところ、介護者等による高齢者虐待問題とある。介護者が出てくるのはここだけだが、何かこれだけ見ると介護者が虐待している人であるような印象がある。介護者の負担軽減というか、支援という文言をどこかに入れないと、ここだけがクローズアップされてしまうような印象を持ってしまうなと思う。

【座長】

意図的に虐待する人もいるだろうが、負担に耐えられなくなって、そのことが虐待につながるケースがむしろ多いので、市としては、むしろ介護者に対する支援の充実ということが、結果としては高齢者対策になるわけであり、そういう視点を入れるようにしたいと思う。

【委員】

高齢者の虐待のところ、介護者等による高齢者の虐待問題というのは、在宅におけることを念頭に置かれたのか、それとも高齢者施設も含めての議論なのか。高齢者の施設については、それなりの権利擁護システムがいろいろとある。今、一番課題になるのは在宅の場合だと思うので、もう少し議論を絞って書いたほうがわかりやすいのではないかと。

【座長】

先ほどの問題にもつながるが、虐待の起きる状況をもう少し具体的にわかりやすく書くことも必要である。

おそらくこの部分は人権文化推進課ではなく、それぞれの担当部局が書かれているのであり、従来の関心がどうしても頭にあるので、今まで出ているようなご指摘が出るのだと思う。繰り返しになるが、総論で人権はみんなの問題ということを強調し、それが各課題の取り上げ方にも反映しているということだと思う。

それでは、また後から気づかれたらご自由にご指摘いただきたい。4番目、障害者の人権に移らせていただき。

これは余計なことかもしれないが、人間を障害者とそうでない人に分け切れるものではない。私も明日、事故に遭って障害者になる可能性もあるのだから、その人たちだけの問題ではないという読み方ができるような書き方をすべきだと思う。

【委員】

全体の言葉遣いで難しいなと思いながら読んでいた。障害や障害を持つ市民という書き方で頻繁にある中で、ところどころで精神障害とか知的障害が特に社会的な偏見が強いことも含めて出されているが、それ以外にも、身体障害児だったり、身体障害の中でも、盲であったり聾であったりとか、いろいろな障害があると思う。特に、例えば1番の本市の方策で、障害や障害者に対する無理解・無関心といった問題が書かれており、次は精神障害だけが出てきているが、何か書き方としてどうかと思う。

実際、例えば6番とかにあるように、医療の面などでも精神障害を持つ方の措置入院とかいろいろなことを含めて、個別の障害の課題について扱うべきことはあるが、そうなるのと、それ以外の、例えば肢体不自由の方についてはどうなのかとか、聾の方についてはどうなのか。これらが一方で言及されていないということで、ここら辺の触れ方、扱い方というのが難しいと思う。いいとか悪いではなくて、どういうふうを書くのが一番適切なのか

を悩みながら読んでいた。

それと一方で、さっき座長も言われ、ここでも何カ所かで触れられているが、相対的に障害を持たない市民の側の無理解・無関心ということがすごく大きいと思う。私たちもあらゆる障害について全ての知識を得るということは難しいし、現実的にもできないだろう。だからこそ、出会ったときにその人を知ろうとするところからお互いを尊重するといことが大切なんだということ、総論的に検討したほうがいいではないか。

【委員】

むしろ「精神」を抜かして、「障害に関する誤った認識」とかだけのほうがいいのではないか。

【委員】

1番などはそうかもしれない。

【委員】

すっきりするし、幅が広がる。

【委員】

一方で、2番にあるように、成年後見における知的障害・精神障害のある方への対応とか、6番の精神障害の方への医療場面とか、措置入院の問題という問題は確かにあるので、それはきちんと扱っていく必要がある。

【座長】

先ほど言われたように、障害や障害者に対する無理解・無関心、あるいは認識・偏見の解消へとつながればいい。これも、今後、ご指摘のような視点が抜けないようにまとめていきたい。ユニバーサルデザインとは本来はそういう、障害のあるなしにかかわらず、みんなが使いやすいということである。

【委員】

全体の中間まとめにも出てきているが、バリアフリーとユニバーサルデザインがずっと

並列して書かれているが、私の中では、バリアフリーという意識から、今は、ユニバーサルデザインという意識に変わってきたという感じがしている。京都市では、この使い方として何か違いがあって、併用していくのかなと疑問に思っている。別にバリアフリー化ではなくてもユニバーサルデザイン化でもいいような気がするがどうか。

【座長】

これは担当部局の方の意識として、今までやってきたから、そう並べてあるのだろうし、今のご指摘を受ければ別に一本化してもいいのではないか。

【委員】

私の理解は、バリアフリーはソフト面、いわゆる精神面の部分も入っているということで、あえて切ることができないという理解をしている。

【座長】

ノーマライゼーションというと両方含む。あまり横文字は使わない方がいいということだったが。

【委員】

妙に日本語に直してわからなくなるよりは片仮名でいいと思う。

【座長】

そういうことで、我々自身の問題ではあるが、答申に書く際には用語に注意していきたい。

【委員】

私などは片仮名が苦手なので、1つにしてもいいという考え方は意味をよく理解している方の言われることで、2つある方がなおいいように見えてしまう。

【座長】

形容詞をつけたらどうか。

【委員】

ユニバーサルデザインに括弧書きの説明が書いてあるから、ああ、そうなのかと思う。今まで初めて聞いた言葉なので、説明も入っているほうがきっとより優しいのだろうと感じてしまう。

【座長】

力点の置き方が違うが、基本の考え方はより広くということであり、我々が最後まとめるときは、それが自然に読み取れるような書き方になるよう注意したい。

それでは、次の5番目、同和問題に移らせていただく。

【委員】

どうしてもこの文章自体が不自然で、どういう意見を出していいのかわからなくなる。「特別施策としての同和対策事業を終結した。」と書かれているが、私が見た市立浴場とか、改めて知った奨学金といった様々な制度が残っているのに、「終結した」という言葉を使ってしまうと、残っているのは何かということになる。それについての答がないと、その次の意見が言えないという気持ちである。

【座長】

それは法律やそれに基づく施策という形式は終わったけれども、同和問題は解消していないということかと思う。

【委員】

例えば市立浴場をとってみても、これは事業といえる。そういうものがまだ残されている。だから、市民感情はどうしたって変えようがない。その辺はどうなのか。

【事務局】

いわゆる旧の法律に基づいた同和地域にお住まいの住民を対象にした事業や施策は、ここに書いているように13年度末をもって廃止・終結している。今の浴場の話について、我々は、特別施策ではなく一般施策だと理解をしている。従来、改良住宅というものを建

設してきたが、改良住宅には浴室を設置せず、住環境の整備を優先して取り組んできた。しかし、やはり地域の保健衛生面をきちっと改良する必要があるということで、浴場を建設してきたという経過がある。14年度以降に一般施策になってからは、この浴場を広く市民の方にもご利用いただける施設と位置づけて運営している。

市議会でも浴場の問題はよく議論になっている。老朽化した改良住宅を建替える際には浴室の整備をしていっているが、それでも浴室の設置率が10%にも達していないという状況の中で、まだまだ地域における浴場の役割は重要で、廃止するわけにいかないと考えている。そういう状況もあり、一般施策として、広く市民の皆さんも利用できる浴場として運営しているということである。

【委員】

一般のアパートでもお風呂のないところはたくさんある。私も毎日公衆浴場に行っている。近くに風呂のない家はいっぱいある。また、そういう地域では、右に行っても左に行っても銭湯がある中で、料金の違う浴場が残っている。市民しんぶんなどで、例えば、ここに市立浴場あるから、高齢者の方、収入の少ない方にどんどん使っていただきたいという広告も載ってない。

もちろん、今、市立浴場だけのことを言ったが、奨学金等あらゆる制度が無くならない限り、「終結した」という言葉には無理がある。無理のあるものを通せば、無理な感覚が残っていく。どうしても終結したといって頑張っている行政がある限りはいつまでも変わらないと思う。

行政のトップや解放同盟、そして私がかつて講演を聞いた講師の方にもお手紙を出した。人権のことを真剣に講演するのなら、あなたの考えに、こういうところはこうではないかというお返事をいただいてもいいはずなのに何もなし。何も解決しようとしてないんだという感覚しか残らなかった。

私が委員になる一番のきっかけは、これが解決したかったからである。制度が残っているのに、料金が違うのは変だと思う。ほかの貧しい人たちは公衆浴場へ行っている。

【委員】

でも、ほかの方も使えないわけではない。

【委員】

私はそんなものがあるとは全然知らなかった。

【委員】

だから，そうしたことのないように広報を進めていけばいいのではないか。

【委員】

だけど，公衆浴場の人たちは大変でもやっている。何でそっちのほうに行かないのか。

【委員】

実際に行政が提供している住宅にお風呂がないのであれば，それを補完する意味で行政が浴場を提供するというのは当然だと思う。

【委員】

一般のアパートだってお風呂のないところがたくさんあるが。

【委員】

市が提供している公衆浴場は，別に誰が使ってもいいことになっている。それは従前からそうだと思う。その住宅に住んでいる人しか使えない浴場ということではない。私も学生のときに使っていた。

【委員】

市民しんぶんに乗せてくれないとわからない。

【委員】

そういうことを市に対して言っていけばいいのであり，浴場をほかの市民の方々にも使いやすくすべきだと思う。

【委員】

それなら，奨学金はどうか。

【委員】

奨学金は、実際にいわゆる解放奨学金というものは廃止の方向になっているし、育英会を育英ではなくて、すべての進学というか、学びたいと思う人が経済的な理由で断念することがないように奨学金にしていくという流れだと思う。

【委員】

あくまで、していくである。

【委員】

解放奨学金自体はもう廃止が決まっているはずだと思う。だから、そういうことを知らなくて違和感を持っている市民がたくさんいるのであれば、そこへの働きかけということもここの中ではより書き込むべきだと思う。

【座長】

つまり、そのへんのPRを市にしっかりして貰いたいということである。

【委員】

導入のところで、ここでも由来というか、人権問題の原因についての書き方はすごく難しいと思うが、近世までの身分制社会に起因してということは、今、かなり議論のある部分だと思うので、こういう書き方はふさわしくない。

【座長】

世界人権問題研究センターの第2部が最近発刊した10周年の記念出版物の中でも、その起源は一概には言えない、いろいろな要素があると書いている。少なくとも我々としては、歴史家の間でも論争のあるところなので、決めつけない方がいいと考える。

【委員】

市民の皆さんが入ってもいい市立浴場になるのであれば、そうした具体的なことを入れていかないとと思う。簡単に理想論的なことを書くよりも、市立浴場は市民に開かれてい

るので使用できるとか，料金の差が幾らで，老人関係の方，お金のない方たちはどんどん使って欲しいというようなわかりやすい文で書いていく必要がある。でないと，またこんな文章かとしか思えない。

【座長】

終結のところは，我々の文章として検討したいと思う。それでは，次は6番の外国人の人権に移りたい。

京都はいわゆるニューカマーの問題はあまり深刻ではないのか。私の住む滋賀県ではむしろそちらのほうが主な問題になっている。

【事務局】

深刻ではないというわけではない。徐々に増えつつあるところはあるが，まだまだ滋賀県等に比べると，数的にも少ないほうだとは思う。

【座長】

中国やフィリピン籍等の新定住外国籍市民は増加する傾向にある。

【委員】

導入のところからひっかかってしまったが，外国人登録者数は4万3,000人余りでほぼ横ばいの状態にあるというのは合っていると思うし，韓国・朝鮮籍の登録者数が減少傾向にあるというのも合っていると思う。でも，だからといって在日コリアンが減っているわけではない。最近では日本籍であっても，自分は在日コリアンであると言っている子もいるし，あとダブルの子もいたりするので，国籍は違っても在日コリアンであるという意識がある中で，この書き方はちょっと難しいと思った。

それと，2段落目で，「京都に住む外国人を同じ市民として受け入れ」という記述があるが，「受け入れ」られないと駄目なのかと思ってしまう。もう市民のつもりだったのに違ったのかという印象を受けた。この辺の書き方も難しい。確かに留学生とか就学生の感覚であれば新しく来た方たちなので「受け入れ」という感覚なのかもしれないが，生まれ育った者にしてみたら，まだ受け入れられてないのかという感じがする。

【座長】

私のゼミにも，ご両親が北朝鮮の学生で，今はアメリカで勉強でしている人がいるが，彼みたいな人がそういう感じを持たないような表現が大事ではないかと思う。

【委員】

本市の方策の最後に，「京都市外国籍市民施策懇話会を設置し」と書いてあるのは，ますます促進していただきたいと思うが，懇話会から意見が出る前に，参政権及び選挙権を得られるような協力について行政のほうから声を上げてもらいたいというのは，最初から申し上げてきた。その人たちの主体性を発揮できるように，京都市は参政権及び選挙権を得るための協力としてこうしたいという案を出して欲しい。

「こんな会があるから，ここで話し合っていけばいい」ではなく，行政自らの具体的な企画というか，施策について，国に向かって言うのだとしても，その協力体制に対する案を入れていただきたい。

【委員】

今，言われたことを方策のところにもどのように入れるのかというのはすごい難しい。1番の教育とか，4番の福祉とか，6番の地方参政権というのが課題として挙がっているが，やはり国も絡むことであり，方策としてすぐにこれを実施するとは書き切れない要素がいっぱいあると思う。

でも，課題としては挙がっているので，方策の（1）とかで，まずは最後に書いてある細かいところも含めて，意識と制度というのは大体いつも二本柱になると思うが，制度のほうを変えていくためにはどうしていくのかという記述がないと，課題としてあるという指摘だけになってしまうと，何か無理がある。すぐに変えるのは確かに難しいと思うが，変えるための第一歩としてこうだというのがもっとわかりやすい形で触れられていてもいいのではないか。

【座長】

意識が変わって制度が変わる場合もあれば，制度を変えることで意識をある方向へ向けるということもあるので，全体を通して，我々の意図が伝わるような表現を工夫したいと思う。

【委員】

外国人の場合は国の施策とか制度ともかかわるので、市が単独でできることを書くというのは非常に難しいと思うが、例えば学校教育のところ、「子どもたちに能力をつけて進路展望を高める」とか書いても、実際に就職できる職種というのは限られてしまっている現状があり、どうしていくのかという疑問がある。

であるから、できるだけ就職についてのいろいろな制限について、国の制度との絡みもあるだろうが、企業だけではなくて市独自としても、もう少し就職の幅を広げるといことも必要になる。それから、大学入試は各大学の判断によるが、京都はたくさんの大学があるので、もう少し進学についても、京都がもっと先進的な役割を担っていくようにしていかなないと、子ども一人の努力とか、そういう能力をつけさせるための周囲の努力だけではどうしようもないのではないかと思う。

それともう一点、これは全体的に思うが、後で並び替えをしていただけるとは思うが、子どもにきちんとした教育をしていくのは随分大切なことであり、子どもについての一般の施策を記述した最後の方に、学校教育と保育だけが離れて記述されており、いつも保育が後でつけ足しになっている。順序からすれば生まれてから保育を受け、そして学校へ行くので、その辺はきちんと並び替えをして、一貫性を感じながら読めるようにしていただきたいと思う。

【座長】

順番というのは非常に大事なので、全体を読んでずっと頭に残るような配列の仕方にしていきたい。

【委員】

先ほど、障害者のところでも、書き方とか、誰が主語になるのかということと言われていたが、ここの現状と課題のところに対しても同じことが言えるのではないかと思う。例えば、(2)の就職のところ、初めは在日コリアンのことを挙げているが、その後の「また」以降の在留資格については、在日コリアンは永住資格なので不安定な雇用状況とはあまりつながらない。この部分は多分新定住外国人のことを想定されていると思うが、分けて書けるところはある程度分けて書かないと、定住の在日コリアンから留学生まで、全部

を一緒にしてしまうとすごくわかりにくい。一緒にできるところもあると思うが、分けられるところは分けたほうがいいと思った。

あと、もう一点は、3ページ目に中国の帰国児童のことが書かれているが、中国の帰国児童の問題については、日本語の指導とか、日本の生活にどうやってなじんでいくかという点ばかりがいつも先に出ている。私の知っている子の中にも、それがどんどん進んでしまって、逆に今度は中国のことを忘れてしまったという子が結構いるので、居場所づくりというか、母文化の保障というか、何かそういうところも1つ挙げてもらえたらいいのではないかと思った。

【座長】

英語でもアッシミレーションとインテグレーション、同化というのが、やはり多文化尊重というか、その人の持っている個性については、今のご指摘のように、ある年齢まで生まれ育った文化というのが身についているわけであり、それを否定するのではなく、そういうものを生かしながら現在の生活環境と調和させるということが大切になる。これは、教育の非常に難しい原点にかかわるところだと思うので、またいい表現があればご提案いただきたい。

【委員】

方策の(1)のところで、異文化理解の促進となっているが、今は割に言葉としても多文化共生社会ということが理念的に語られている。ずっと他を探しても多文化共生という言葉遣いはされてないようだ。だから、「市民として受け入れる」のように、異文化だという前提というよりは、社会全体としていろいろな多様性を尊重することではないか。もちろんその中には、それぞれのいろいろな由来の人たちが自分の文化というのを尊重できるということを方針のベースとして、全面に出していくことが必要である。

【座長】

両者対立するのではなくて補い合うものであるが、そういう理解ができるような表現を選びたい。

それでは、次に7番にH I V感染者等の人権に移りたい。

検査をそれほど抵抗なしに受けられる環境づくりということが大切だと思う。日本人の

場合、特に潜在感染率は非常に高いと言われているが、それが表面に出てこない。人権という観点から、それは何故かということを考え、取り組む必要がある。そういう視点が要る。

【委員】

一番最後にその他の感染症ということで0-157の問題にも触れているのに、ハンセン病のことがないのはどうだろうかと感じた。この後の9番のその他の人権のところ、ハンセン病患者というのが出されているが、人権課題として掲げられているものに応じてまとめられているので、さっきの子どものごとくのように、組み立て方が難しいと思う。7番のHIV、エイズの問題については、広く病気に対する無理解とか偏見ということを背景としており、0-157の問題などもある。ハンセン病とその辺がつながっているが、ハンセン病は9番のほうに入っている。この構成は変えられるものなのか、変えられるならどうまとめたらわかりやすいのかと思った。

【座長】

その他というのはつくっておくと便利だが、何をそこへ入れるかというのは難しい。少なくともハンセン病については、この部分でいいかどうかを改めて考えたい。

それでは、時間の関係もあるので、8番ホームレスに移りたい。

(意見なし)

特にないようなので、お気づきのことがあればまた随時ご指摘いただきたい。最後、その他現代の人権課題について。

今、個別項目で挙がったもの以外をここにまとめてあるが、この中にこれも入るとかというご指摘があればお願いしたい。

【委員】

いろいろな課題が挙がっているので、方策をとっていくのも多分難しいと思うが、方策が意識のほうの言及に偏ってしまっている。制度としてできることというのは個別には難しいとも思うが、例えば、1つ目に挙がっている性同一性障害に関しては、鳥取だったか鳥根だったか忘れてしまったが、住民票の請求書類などの、いろいろな市への提出書類の中の男女の性別記載欄について、不要なものは撤廃するというのを市単独でやっている。

そのように、性同一性障害という問題を提起されたときに、それを受けて制度的にできることは常にあると思うので、京都市でもその辺が何らか言及されるといいなと思っている。意識と制度ということでは、そうした制度についても柔軟に変化させていくんだという市の表明のようなものがあればいいかなと思った。

【事務局】

それは既にいろいろと議論しており、議会でも議論をされているし、当然内部でも検討しているが、なかなか結論が出せていない。個人を特定する材料は少なく、その中の1つとしての性は、外見から見て違う人が来たのかどうかを判定できる要素であるため、それは削るということができないという問題があり、なかなか結論が出てない。

【委員】

だからこそ、当事者にとってはとてもつらいのではないかな。

【事務局】

そうだと思う。

【委員】

外見で特定しようとしてくる外からの視線が、本人を非常に傷つけてしまっているということがあるわけであり、議論があるのはわかるので、方策のところには制度面でも変えていこうという姿勢を見せていただきたいということである。具体的にできることとできないことがあると思うし、人権課題そのものも、今ここにその他として、挙がっている7つのもの以外にも、今後もいっぱい出てくると思うので、そのときに意識についての働きかけだけではなく、制度についても随時変えていくように取り組むんだという姿勢をはっきり打ち出していきたいと思う。

【委員】

この犯罪被害者の人権課題のところでは、マスメディアによるプライバシーとか私生活の平穩の侵害と、実際の犯罪被害の次に起こる二次的被害のことについて書かれていると思うが、もう少し分けて書いていただいたほうがわかりやすい。

その次の文脈で、犯罪被害者が当事者である立場から自ら訴えることが困難な場合が多くてというのは、意味として少しわかりにくい。犯罪被害者の問題としては、実際、被害が起きたことについては当事者であるから、もう少し司法上の権利を認められるべきだといった意味での犯罪被害者の人権という場面と、そうではなく、その後起こる二次的被害に対してどうしていくかという2つの場面があると思うが、この文章だとそれが混ざっていると思うので、書くのであれば分けて書いていただくほうがわかりやすい。

【座長】

被害者支援というときに、むしろ一次的なものに重点を置いた支援と、それから派生的に発生する二次的なものに対する対策とがあるが、それぞれ取り組みの視点が違うので、それが混同されないようにという指摘だと思う。

【委員】

市民としてできることとしては、そういうマスコミ等の人権侵害に対しては市民が批判していくことや、被害を受けた人に対し、被害者も落ち度があるのではないかといった周りからのいわれのない誹謗中傷は止めようということかなと思う。もしこの文章が市民向けであり、市民にも訴えるところがあるとすれば、そのようにわかりやすく書いていただくほうが、市民として何ができるのかがわかると思う。

【座長】

ほかの御意見は？

それでは本当に短い時間であり、急がせて申しわけないが、各課題については、今、ご指摘があった点を生かして、書き加えるなりしていきたいと思う。

【委員】

さっき委員が言われた、同じ市民として受け入れてというのは委員ならではのご意見であり、言われてみるとなるほどと思った。あれは「受け入れ」ではなくて「認識し」という言葉に変えたらよかったのではないかな。

【座長】

それでは、急がせて申しわけないが、これで議題の1は一応カバーしたということで、次の議題2に移らせていただく。

まず、市から簡単に説明をお願いしたい。

【事務局】

議題2の資料であるが、時間が残り少ないので簡単にポイントのみ説明をさせていただきます。

この資料は、大きく4つの章から構成してある。まず、第1章の基本的な考え方では、特にこの検討委員会の中でかなりの時間を割いてご議論いただいた人権の基本的な考え方をわかりやすくまとめたということが1つ大きなポイントである。また、2の人権の施策の基本方針では、すべての人の人権を尊重するという視点を強調しているというのが特徴である。

第2章の各重要課題であるが、これは今ご議論いただいたが、従来の行動計画の中では大きく8つの分類をしていたが、新たにホームレスについて法律、計画等ができたので、これを加え、今日の議論を踏まえて構成していきたいと考えている。

次の3章は施策の推進と基本方針であるが、ここが重点方針として計画の具体的な提案の中身であり、人権施策全般を大きく3つに体系化している点がこの計画の提案の特徴である。

1番目が教育・啓発であり、従来の京都市の行動計画は教育・啓発に中心が置かれていたため、当然、従来の成果を踏まえ、今後強調すべき点を主にまとめている。

次の保障と、その次の相談・救済は従来の行動計画にはなかった項目である。保障はどうしても今日の重点課題の内容としての具体的な施策が中心になってくるので、ここでは特に保障の中でもノーマライゼーションとユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進と、この3つの視点を中心に推進する重点項目として書いた。

最後の相談・救済であるが、ここも従来の計画には十分に触れていなかったところである。京都市において、今後、相談や救済の分野でどういうことをすべきかを考える中で、従来にはない、特徴的なものとして、人権相談・救済に関する総合的なネットワークの構築を強調している。

最後に、進行管理であるが、従来の計画にも進行管理があったが、この特徴としては、

特に、従来は庁内的な進行管理しか行なっていなかったところを、データ等、客観的な評価に基づく外部の視点で施策を点検するため、人権施策推進懇話会（仮称）というようなものを設置して施策を点検し、その推進を図っていくということを打ち出している点である。

そのほか、委員から出た意見で反映させたところでいうと、例えば11ページの終わりから12ページにかけて、京都は大学の町であり、特に大学を中心とした若者が人権のいろいろな事業に参画できるような場面を増やしていくというような点を主に強調している。

それと、10ページの人権教育・啓発の中の（ウ）の上で、ロールプレイングとかワークショップなどの参加型・体験型の事業の充実という点を強調していることである。

【座長】

今言われた第3章の保障というのは要するに具体的な措置に及ぶという場合で、教育・啓発はむしろ意識の点を中心とした働きかけということになる。

それでは、まず第1章全般について何かご意見をいただきたいが、その前に、これとの関係で、前回、委員からご指摘のあった条例の問題について市からご説明いただきたい。

【事務局】

前回、特に相談・救済の分野の検討の中で、委員から、救済機関、特に人権オンブズパーソンのような救済機関の設置等をにらんだ人権擁護条例のようなものを検討してはどうかというご意見があり、事務局としても、この人権救済の分野で、特に人権全般に係る救済分野の条例について、ほかの自治体の状況を調べてみた。

今、自治体で人権全般の救済について条例化を具体的に進めているのは鳥取県であるといえる。鳥取県の状況等を見ると、一度廃案になった国の人権擁護法案が再度提案されるという報道があるが、それとの関係をどう考えるかという点がある。例えば、国で人権の禁止行為等を定めるのと別に、自治体それぞれで禁止する人権侵害行為等を明記するというようなことがいいのかどうか。また、そういう人権の侵害行為というのは、それぞれの人権、利益を調整していくというようなことになるので、そういうものは法律によるべきだという意見もある。更に、実際の救済機関の設置については、地方自治法上の独立性とか中立性が確保できるのかという議論もされている。また、マスコミの報道の取り扱いをどのようにしていくかという議論が、今も行われているということを情報として聞いてい

る。できればこの検討委員会の中で、そういう現在の課題も踏まえていただき、もう少しこの場でご議論いただけたらと思う。

【座長】

条例の問題に全体の中で触れるか触れないかどうか、触れるとしたらどこで触れるかということも念頭に置いてご議論をいただきたい。

もう一つ、第1章の基本的な考え方については、やっぱり確認しあったほうがいいということで、時間をかなりかけた。これは、6回の予定が7回に増えた最大の理由であった。私が読んだ限りでは、我々の考え方が大体反映されていると思うが、ほかにお気づきのことがあればご遠慮なくどうぞ。

【委員】

基本的考え方の(2)で、相互の人権の尊重の一番最後の文章が私はとてもひっかかる。「義務的な側面」という言葉遣いは嫌だなと思う。その前段、下から4行目のところに、「自分の権利の行使に伴う責任を自覚し」というところはよくわかるが、何か人権にかかわっては権利を乱用するという批判がしばしば行われて、「権利には義務が」という言い方があるが、私はすごくそれに違和感がある。責任というのは伴うだろうが、義務ということについては、一体どんな義務があるんだと思う。人権というのは生まれたての赤ちゃんから保障されているべきものであって、何か義務という言い方はなじまない。上で言っている責任という言葉でも十分ではないと思う。まず、義務という言葉は削除していただきたい。そもそも義務的な側面といった話をこの委員会の中で論議したことがあったかなと思う。

【委員】

「責務」ではどうか。

【委員】

要は、懸念しているのは、そういう義務を果たしてない人には権利はなくてもいいといった言い方が、実際に人権バッシングの中である。それがすごく嫌なので、義務というのはどうしてもひっかかる。

【座長】

世界人権宣言も29条、30条で触れているが、つまり、みんなの人権が尊重されるような社会をつくることはみんなの責任であり、しっかりしなかったら、人権を保障できる社会は実現しないという非常に大きな意味だと思う。

【委員】

「義務的」だから「側面」とつけているが、「責務」にしたら「側面」も要らない。

【委員】

尊重しなければならないという責務を有しているということだと思う。

【座長】

それは1つの問題。もちろん、言われたたように、最後の2行を取っても十分意味は通じるが、残すとすれば、「義務」という表現にかえて「責務」のほうがよりふさわしい。

【座長】

第1章で、何かほかにお気づきの点はないか。

2ページの真ん中、(4)の一番最後に「なお、ここに記した考え方はあくまで」とあるが、これは言わば当然のことなので、人権というのは時代・社会の背景で動き得るものだという点をどこかに書いておけば、特にここで、我々が特に言っているのだという必要はないと思う。

【委員】

ということは、「ここに示した考え方は検討したものであり」というところまで要らないではないか。

【座長】

それも1つの方策である。

【委員】

あと、後のほうで出てくるが、2ページの段落の3つ目になるのが、「しかし」のところから、「例えば私たちも病気やけがなどで」云々という例示があるが、こういう例示を全体の中でどこにどういうふうに織り込むのが難しい。私は、ざっとこの文章を読んだときに、ここにこの例が入っていることが、何か文の流れとして違和感がある。基本的な提言とか考え方の部分なので、ここは例がなくても十分に言えることではないかと思った。

【座長】

ここも含めて、例の挙げてあるところは再検討することとしたい。

第2章はさっきやっていただいたので、ここで出たご意見を踏まえて各項目とも見直すということでご了解いただきたい。

先ほどのご説明では、この委員会で特に検討し、従来にない点を加えたということとして、第3章の教育・啓発、保障、相談・救済については、いずれも大事なことなので、順番に見ていきたい。

第3章の総論部分を含めて教育・啓発について何かお気づきの点があればお願いしたい。

【委員】

第2章の子どもの人権での話と似たことだが、特に1番の教育・啓発で、人権教育・啓発の目的という1つ目の段落の文章が、教育・啓発の目的は他人の人権を尊重する行動がとれるようにすることにあると読めてしまう。もちろんそれは一方で大事であるが、それこそ権利主体の概念のように、一人一人が自らの人権というものを十分受けとめて、まず自分自身の人権を大切にすることが一番であり、それと同じように他者の人権も尊重するとなっていないとおかしいのではないか。

【座長】

それはご指摘のとおりで、これもやはり、何か人権は他人のものであって、差別さえしなかったらそれで達成されているんだというこれまでの日本の発想が出てしまっている。

【委員】

教育・啓発で、あと、今度はとても細かいことだが、10ページのところで、さっきも

市から言及していただいたが、ワークショップ形式の中の1つの手法がロールプレイングだと思うので、並列にするのは言葉として違うと思う。「ロールプレイングなどのワークショップ参加型手法」というような書き方のほうが正確になる。

【座長】

それでは、これも先ほどと一緒に、お気づきでしたらまた戻っていただいて結構なので、第3章の2の保障に移りたい。

【委員】

13ページの一番上で「人権が尊重される社会は」のところで、年齢、性別、障害だけでなく、国籍も入れていただきたい。

【座長】

外国人のことも第2章では出てきているが、ここではおそらく京都市民を主に念頭に置いたためにこうなっているのだと思う。ご指摘のように、市民の中にも国籍の違う人もいるから、それは入れていただきたい。これも、国連憲章でも世界人権宣言でもむしろ年齢は出てこなくて、言語、宗教、それから民族が初めである。だから、国籍というのは、アメリカだったら皮膚の色ということになる。私はアメリカ国籍ではないので、パスポートにイエローと書かれている。

それで、13ページから14ページにかけての重点項目はいいとして、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザイン、バリアフリーと横文字ばかり並んでいる。それぞれ定義はしてあるが、この並べ方や仕分けの仕方について、我々委員会としてずっと納得できるかどうかという問題がある。

先ほども委員からのご指摘があったが、ハード面とソフト面とはっきり分けるのなら分けてもいいが、ソフトの面から出ている概念だが、ハード面にも関わる場合がある。短い時間なので、今、ご提案が難しければ、ここの部分、この分類の是非も含めて、後からご自由にご意見をお寄せいただくということで処理させていただきたいと思う。

3の相談・救済は、これも我々の提案としては従来にない新しい部分なので、ご遠慮なくお気づきのことをおっしゃっていただきたい。

【委員】

何か人権の保障の中に相談・救済があるとすると、ちょっとわかりにくいなと思う。最初に保障と書いてあるのは、結局、人権の保障の推進というか、もっと人権を守っていくために、どのようにそれを推進していくかということが書かれていて、次が、その保障の中の1つとして、例えば困ったこととか、侵害されたときにどうするかという問題を書いている。教科書的に言えばちょっとわかりにくいなと思う。

【座長】

保障は確かに僕もどうかなと感じている。推進の方向性というのはお役所言葉で大嫌いであるが、ここに言うのは要するに推進策のことだと思う。保障という表現の是非も含めて、これはご意見をまたお寄せいただきたい。

【委員】

保障という言葉が使われるなら、最初に、この保障というのはこういう意味だと書いていただいたら、意味がわかると思う。

【座長】

それでは、相談・救済に行きたい。

【委員】

基本的には議論したことが2番のアとかイには反映されていて、何か文句ばかり言っただけで、よかったなと思っている。とても細かいところで言うと、16ページの具体的な事業の提言の中で、マップの作成とある。当然だが提供も入っているんだろうということが1つと、もう一つ、信頼性の向上のところの4行目で、「たらい回しを極力減少させる意味である」というところは、極力ではなく、たらい回しは全て無くすべき。ほかの窓口に必要に応じて紹介するというのももちろんあってしかるべきだが、たらい回しという言葉そのものがネガティブな意味が入っているので、たらい回しは極力減少じゃなく、なくすとはっきりと書くべきである。

【委員】

ここで、きちっと適切な相談窓口につなげていくというのはすごく大切な視点だと思うが、大抵相談だけで終わってしまっている。実際にほんとうに困られた方が来て救済できることといえば、人権擁護委員か、弁護士会の人権救済申し立てや、あとは損害賠償でほんとうに裁判で訴えるかしかなく、実際に実効的な方法は私たちもあまりよくわからないところが多い。

なので、そういう何か条例とか、人権救済機関としてオンブズパーソンとかの何か方策を考えられていないかなということ、提案の趣旨としてはそういうところであった。国の法案とかの動きもあるだろうが、実際にほんとうに相談だけではどうしようもないところがたくさんあるので、そういう方向について検討の課題があるとか、大きな人権オンブズパーソンというのは難しければ、そこは自治体によれば、例えば子どもの問題に絞って、子どもの権利条約条例とか、子どもオンブズパーソン条例とか、そういうのを持っている自治体もあるので、そういう各問題に絞って、特に人権救済を図らなければいけない問題に絞って、オンブズパーソンの条例の検討が必要ではないかなと思う。

【座長】

オンブズパーソンは国によって制度化しているところが随分あるし、先ほど分野別ということを言われたが、全般的に言ったら差別事象を中心に行っているものが多い。それから、オーストラリアはちょっと行き過ぎているが、オンブズパーソンのものを完全に独立させた。普通、国の統治作用というのは立法・司法・行政の3つがうまく牽制し合って、全体として国民の人権が守られるようになっているのに、オンブズパーソンあるいはそれに見合う人権機関などが調査までやり出すと、検察・裁判所と区別がつきにくくなる。

実際、裁判所と違う結論が出て大問題になったため、オーストラリアは法律の改正をして、オンブズパーソンの機能の一部分は削った。ただ、ご指摘のように、地方行政の段階でなら、地方行政という枠がかかっているので、意味のあるオンブズパーソンというのは十分あり得ると思う。

先ほど、子どもの権利条約を受けて条例の例をご紹介いただいたが、私が国際人権規約委員会に就任した直後にある手紙をもらったことがある。お話ししたかもしれないが、手紙の内容は、自分はここ数年、目の前がちかちかして困る。これはだれかが祈っているからであり、それを何とかしてもらえないかというものだった。確かに人権に関係するかもしれないが、私にはそれは何ともできない。しかし、そのように、相談することでかなり

解消される広い意味での人権問題はあることはある。やはり深刻なのはきちんと回答が出るシステムでないと、たらい回しの様になり、利用するという気が起こらない。開店休業みたいになってしまう。必ずしも条例とつながらなくても、必要があれば条例も視野に入れ、京都市としてできる、より効果的で実効性のある相談体制というものを考えていただきたい。我々としては、相談というものは救済があって始めて意味を持ってくるわけであり、そういう視点は入れたいと思う。

【委員】

幾ら上から人権啓発をしてもなかなか入っていかないところがあるが、何らかの救済機関を持つということは、市民も自分たちでそういうシステムを持つわけであり、自分たちで人権問題について実際どうなのかと考えていくことは、人権の意識が根づいていく制度だと思うので、予防とか啓発にも大変役立つ制度である。

【座長】

委員会として、市にももう一度掘り下げて考えていただきたいと思う。

それでは、最後に、第4章の進行管理に移りたい。先ほどもご説明があったが、これは計画がうまく進んでいるかどうかの評価である。内部評価は従来もやっているとのことだったが、それを何かの形で外部評価に移し、進行状況をチェックしてもらおうという管理のことである。

【委員】

進行管理というのは、進行しないと管理ができないはず。また、ちょっとタイミングが違うのかもしれないが、前回、関西電力という会社の名前が出たときに、次回にどういう進行をするのか、具体的にどういうことが可能で、どういうことをやるつもりなのか、具体案を示していただきたいとお話ししたはずである。これは、2カ月ぐらい前にも考えてくださいとお話ししておいたことなので、どういうことならできるのか、何をを考えているのかというお返事をいただきたい。

【座長】

具体的に推進体制1の(1)の最後に、市長を先頭に市政を人権の視点から点検し、各

人権課題の取組部局を調整する機能を強化するとしているが、ここらは市の内部でそういう組織を新たに設けられてもいいかと思う。実際、既にある程度はやっておられるが、現状の差し支えない範囲でご説明いただけたらお願いしたい。

【事務局】

今の委員のご質問について、もう少し具体的にもう一度お聞かせいただけないか。

【委員】

これは私が言い出したことではないので、実は事情的なことはあまり知らないが、3回目か4回目の検討委員会のときに、座長から関西電力という特定の名前が出て、具体的にこう考えていると発言されていた話なので、私からではなく、座長のほうからご説明いただけないか。

【座長】

関西電力の事件のことは、つまり27年も発電所を点検していない。あれだけ大きい会社なのに、だれもそのことに気がついてないというのは、事業の運営そのものの点検システムに問題があるのではないのかという例で挙げた。だから、人権施策を市が行っていく場合に、そういうチェックのシステムとして、今までどういうふうにやっておられたかということである。

【委員】

何ができるかということだったのでは。

【座長】

いや、今までどうチェックしていて、それをこれからはどういう方向へ持っていく必要を感じているのかということである。

【事務局】

これまでは、従来の行動計画については、庁内の推進本部を市役所に設けて、ここで、78の施策が進んでいるのかというチェックをしていた。この推進本部を別に設けている

人権文化推進会議に移行していこうと考えているが、それとは別に、外部のご指摘も入れていくほうがいいのではないかというご意見が皆さんからあったので、それをここに組み込ませていただいている。

【事務局】

今までの体制について、補足させていただく。市役所の中にはトップレベルの推進本部があり、それを受けて、例えば部長級とか、課長級であるとか、より詳細に具体的な点検をする機関を設けている。ここでは、定期的に、計画に基づいた項目がどれだけ進んでいるのかということを確認し、それについての年度ごとの報告をずっとやってきている。そうしたものは、これまでからも折に触れて情報公開している。

【座長】

ご参考になるかわからないが、滋賀県で審議会会長をしており、その提言の中では、知事を先頭に各部局長が集まって、全体として人権施策がどの程度効果が上がっているかということを定期的にチェックすることになっている。一応、知事は全体に対して権限があるので、建設の部門で問題があれば、その部長にも問題の解消について指示できるし、ほかの部局に対してもそうである。そういうものを提言したことはある。ペーパー上ではあるが、滋賀県はそういうものをつくるとは言っている。

【委員】

この進行管理に職員の研修が入っているが、これはここよりも前段の教育・啓発のほうに入れる方がいいかもしれない。前にも言ったと思うが、国連の人権教育10年の中でも、行政職員、公務員への人権研修というのは非常に重視されている。今の話にもすごくかわるが、2番で、人権に関する業務や人権にかかわりの深い部署の職員の研修と書かれているが、それだけでなく、公務員、行政職員である立場の職員全てに、人権に関する意識をより一層高めていただきたいと思う。また、実際にいろいろな施策の実施や、市民対応の場面などで、どのように実現されているのかについては、第三者的な視点によるフィードバックも必要だと思う。

だから、教育・啓発のところでは公務員全体に対する研修というところを入れるか、進行管理の職員研修のところを人権にかかわる部局だけでなく、全庁的にという広い意味合い

で強く書いていただきたい。

そして、それに対する内部の評価だけではなく、最後の一応触れていただいているが、第三者的な視点でチェックするというのを打ち出していただきたい。

【委員】

既にやっておられるかもしれないが、職員研修の1つのあり方として現場に行くということは意義のあることだと思う。例えば、京都市の市長部局の方が児童相談所へ行く。あそこにはいろいろな問題が持ち込まれており、大変な問題もある。それから、児童養護施設へ行くとか、学校現場に行くなどである。ここに、幾つもの項目が挙がっているが、例えば老人介護施設でもいいが、そういう現場へ行って、本当にどういうことが行われているのか、どういう姿があるのかということを実体験するということが資質向上に役に立つのではないかと思う。

【座長】

うちの孫娘の例では、このごろは小学校でも老人ホーム、介護ホームへ行っているのだから、まして市の職員なら、少なくともキャリアのうちに1回は行ってもらいたい。なるべく多くそういう現場に触れていただくというのが大事だと思う。

【委員】

今発言されたように、現場に行くとか、今後このようにしていくといったものを盛り込んだものでないと、私たちの会議は何だったんだろうと思う。これからこういうことになっているというものを提示していただきたいと思う。

【事務局】

今日のこの資料は、皆さん方の議論を、我々事務局でまとめさせていただいたものであり、最終的に提言としていただいて京都市で計画にしていくということであり、この資料は京都市が何をするという約束をするための資料ではないのをご了解いただきたい。ここに書いてある具体的な提言は、皆さん方の議論で出てきたものをまとめさせてもらっている。

【座長】

我々がこうして欲しい、ああして欲しいと言う点を、遠慮することなく伝えたい。それをどう受けとめるかは市の責任である。

【委員】

一番最後の3の進行管理と書かれている部分で、先ほどのたらい回しと同じだが、2行目の「今後もできるだけ透明性を高めることはもちろんのこと」の記述は、「できるだけ」ではなく、必ず透明性は維持していただきたい。

それと、外部の評価制度であるが、具体的な事業の提言として、「外部の視点で施策を点検する京都市人権推進懇話会」と書いてあるが、何かこの名前が付いた時点でちょっと透明性が危ぶまれるような感じがしている。仮称なので、どう変えるかはお任せするが。より一層、透明性と説明責任が維持できるような監査をしていただきたいと思う。

【事務局】

例えばどういう名称がよろしいか？

【委員】

今、いい案は浮かばないので、これを募集するようなことも考えられるのでは。

【委員】

「監査」という文字を入れることは1つ考えられるかもしれない。

【座長】

もう廃案になったが、人権擁護法案の中の人権委員会は日本の人権状況について、1年間にどんな動きがあったかについて、国会に対して年次報告をすることになっていた。だから、市もいろいろな報告を議会へはされていると思うが、今後、人権についてはこういう施策をとってこういう結果が出たという報告を市民しんぶんなどの広報に載せることを義務化というか定期化していく、制度化していくことが必要である。これにより、先ほどお話のあった説明責任につながると思う。もちろん我々としても書くが、それを受けとめる姿勢を持っていただきたい。

【事務局】

報告書をまとめた際には、必ず市会に報告しており、同じことを広報もしている。それだけでは不十分であるからホームページにも載せている。また、パンフレット等にまとめ、市内のいろいろなところ、市民がとりやすいところに置くなど、既にやっている面がある。

【座長】

これは大学もそうであるが、国公立大学が独立行政法人になって、いい学生を呼ぼうと思えば、魅力あるパンフレットをつくる必要がある。市の広報も、もう少しおもしろく、見やすくすべきである。随分、工夫はされているが、ぱっと読もうかなという気が起こるような工夫については、まだまだ余地があると思う。

それでは、いろいろご指摘もあると思うが、時間も過ぎたので、市民へのパブリック・コメントに付す前の議論としては一応これで終わらせていただきたい。それでは、この後の進め方については、事務局にお返りする。

【事務局】

今後の予定に関する事務連絡であるが、今日の委員会での議論をまとめて、パブリック・コメントの案をつくっていくことになる。ただ、あくまでも、先ほど申し上げたように、委員会としての提言ということでまとめさせていただくことになる。

今日の最初の議題の各人権課題等について、もしご意見等足りない部分があれば、今週末までにファクス等でご連絡いただきたい。期間が短く、ご迷惑をかけるが、よろしくお願ひしたい。最終的な内容については、座長と調整をして、案を作成していきたいと考えている。

このパブリック・コメントについては、2月に2週間程度ということで予定をしている。意見募集にかける案は、委員の皆様には事前にお渡りする予定である。また、意見募集については、市民しんぶんやホームページ等にも掲載し、冊子を区役所等にも置く予定である。市民からいただいた意見については、委員の皆様にも送付させていただく。

今後のスケジュールであるが、寄せられた意見をまとめたうえで、大体3月上旬ぐらいで第7回検討委員会が開催できるよう皆様の日程調整をお願いしたいので、席上に日程の調整表を置いているので、これも今週末までに返送をお願いしたい。日程は、座長と調整

して連絡をさせていただく。

事務局からは以上である。

【座長】

委員の方から、今のご説明に対するご質問、ご発言はないか。

【委員】

この3月の委員会が最終回になるのか？

【座長】

3月が最終となるので、パブリック・コメントに付す前の委員会案を全員に配っていただくこととする。そして、パブリック・コメントで出された意見も一覧にして、事前に委員に配っていただきたい。それを受けて最終の会議で、我々自身のパブリック・コメントを反映させた最終案を固めるという順序になる。

【委員】

中間まとめの第2章についての事務局とのやりとりはどのようなのか？

【事務局】

今日のご意見をまとめたものをつくり、座長と内容を調整させていただくこととなる。最終的にまとまった中間まとめ案を、パブリック・コメントの前に皆様にお示しするという流れになろうかと思う。

【座長】

他にもコメントがあれば、もちろんお寄せいただきたい。